

第6章 認定（特例認定）特定非営利活動法人 の管理運営

1 毎事業年度終了後に提出する書類

(1) 役員報酬規程等（法第54条第2項、第55条第1項、第62条、法規第32条）

認定（特例認定）法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、下表①～⑧に掲げる書類を所轄庁である東京都に提出しなければなりません。

なお、東京都以外の道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人は、事務所を設置している区域の知事にも提出しなければなりません（法第52条第1項、法第55条第1項、法第62条）。東京都以外への提出にあたっては、提出先の道府県の定めに従って提出してください。

毎事業年度提出する書類一覧（認定（特例認定）に関するもの）

	提出書類	部数	記載頁	
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（第20号様式）	1	114	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ^(注1) ^(注2)	1	115 116	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類（書式第17号）	前事業年度の収益の明細など	117	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類（書式第17号）		1	118
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注3) との取引			
⑤	寄附者（当該認定（特例認定）法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注4) で、前事業年度における当該認定（特例認定）法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類（書式第17号）			120
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況（書式第17号）			121
	イ 役員等 ^(注3) に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日（書式第17号）			122
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類（書式第17号）			122

(注5)	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類（書式第17号）		123
⑨	第2章「4 認定（特例認定）特定非営利活動法人としての認定（特例認定）を受けるための基準・記載例」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同様。） ※認定基準等チェック表（第3表、第3表付表1、2、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	1	124 ～ 131

(注意事項)

- 1 役員報酬規程と職員給与規程の両方の提出が必要です。職員を雇用していない場合にも職員給与規程を策定する必要があります。
- 2 内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です。
- 3 ④⑥欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
 - イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- 4 ⑤欄の「特殊の関係」は、上記3のイ～ハに掲げる関係をいいます。
- 5 『資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類』については、令和2年度法改正（令和3年6月9日施行）により所轄庁への提出は不要になりましたが、事務所への備置きが必要です。
- 6 第20号様式以外の書類の提出部数は、東京都に提出する場合のものです。その他の事務所が所在する道府県の知事（所轄庁以外の関係知事）に提出する場合は、提出先の定めに従ってください。

(2) 事業報告書等（法第29条、第52条第1項、第62条）

全ての特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、所轄庁である東京都に事業報告書等を提出する必要があります（法第29条）。

事業報告書等の提出書類については、「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」をご参照ください。

なお、東京都以外の道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人は、事務所を設置している区域の知事にも提出しなければなりません（法第52条第1項、第62条）。東京都以外への提出に当たっては、提出先の道府県の定めに従ってください。

(表)

認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

令和5年6月×日	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331		
	(フリガナ)認定(特例認定)特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンカセンカラカンキョウワカンガエル〇〇カイ 特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		
	(フリガナ)代表者の氏名	シンジユク イチロウ 新宿 一郎 ⑧		
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度		
東京都知事 殿	自 令和2年11月1日 至 令和7年10月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日		
<p>特例認定(特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、以下の書類を提出します。</p>				
<p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>提出しない場合</p> <p>最後に役員報酬規程を提出した事業年度(____年度)</p> <p>最後に職員給与規程を提出した事業年度(____年度)</p>		チェック欄	<p>④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <p>⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>(2) 前事業年度に収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類の提出を認める場合を除く。)</p> <p>既に都に提出している役員報酬規程及び職員給与規程の内容に変更がない場合、提出は不要です。提出しない場合は、最後に提出した事業年度を記載してください。</p>		○	<p>(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類</p> <p>認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。</p> <p>「役員等の状況」第3表付表1</p> <p>監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引</p>		○	<p>認定基準等チェック表(第4表)(初葉)</p> <p>認定基準等チェック表(第5表)</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p>		○	<p>認定基準等チェック表(第7表)</p> <p>欠格事由チェック表</p>	<p>○</p> <p>○</p>

特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会

役員報酬規程

第1条

.....

第2条

.....

役員報酬規程を策定し、添付してください。

なお、既に定款で「役員報酬は支給しない」という旨の規程を設けている法人については、定款の1ページ目と役員報酬について規定した条文のページのコピーを添付してください。

※令和2年度の法改正により、「役員報酬規程」について、既に提出されているものから内容に変更ない場合には、毎事業年度の提出は不要です。

最後に提出した「役員報酬規程」から内容に変更があった場合は、ご提出ください。

特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会

職員給与規程

第1条

.....

第2条

.....

職員給与の支給に関する規程を策定し、添付してください。
職員の雇用がない場合でも規程を策定し、添付する必要があります。

※令和2年度の法改正により、「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更ない場合には、毎事業年度の提出は不要です。
最後に提出した「職員給与規程」から内容に変更があった場合は、ご提出ください。

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇区	〇〇区〇〇1-1-1	1,000,000円	〇〇事業補助金
△△区	△△区△△1-2-3	900,000円	△△事業受託料
一般財団法人□□	□□区□□2-3-4	750,000円	助成金
株式会社◇◇	◇◇区◇◇3-4-5	500,000円	◇◇事業
寄附者A	××市	450,000円	寄附金

寄附や給与といった取引については、個人情報等を明記しなくても差支えありません(「寄附者A」等)。

取引金額(年間合計額)の最も多いものから順に上位5者に対する取引内容等について記載してください。

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇〇〇	〇〇区〇〇2-2-2	500,000円	事務所賃借料
新宿一郎	××区××1-2-3	360,000円	役員報酬
株式会社□□	□□区□□3-3-3	300,000円	リース料
◇◇株式会社	◇◇区◇◇3-2-1	200,000円	運送費
××印刷	××区××1-2-3	150,000円	イベントちらし印刷費用

取引金額(年間合計額)の最も多いものから順に上位5者に対する取引内容等について記載してください。

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
東京太郎	役員	中古エアコン	R4.6.4	25,000円	残存価格20,000円

役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との間で行われた物品の販売等の資産(棚卸資産を含みます。)等の譲渡について記載してください。

				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
職員A	社員	学費	R4.9.1	100,000 円	年利 3% R4.10.31 返済
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との間で行われた金銭等の貸付について記載してください。 </div>					
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
日野 三郎	役員	チラシ制作料支払い	R4.9.1	20,000 円	請求書による
多摩 花子	役員	講演会講師料支払い	R5.2.3	50,000 円	講師謝礼支払規程による
寄附者B	寄附者	ホームページ管理 業務委託料支払い	R4.4.1 ～ R5.3.31	240,000 円	業務委託契約書に基づく 月額 20,000 円
株式会社〇〇	役員の 経営する 会社	施設管理料の受取り	R4.4.1 ～ R5.3.31	120,000 円	月額 10,000 円
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との間で行われた役務提供等の取引について記載してください。 ・法人と相手方間で生じる支払い、受取り、双方について記入してください。 </div>					
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
新宿一郎	300,000 円	令和4年4月3日
渋谷次郎	180,000 円	令和4年9月3日
青山恵比寿（渋谷次郎の甥）	30,000 円	令和5年1月15日
多摩花子	100,000 円	令和4年7月31日
多摩花子	20,000 円	令和4年8月13日
多摩花子	100,000 円	令和5年3月5日
	円	
	円	
<p>当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載してください。</p> <p>この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② 役員の婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの 		
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

社員、寄附者等に該当しない職員についてはイに記載する必要はありません。下記ロに記載ください。

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
新宿 一郎	理事		報酬	令和4年4月1日～ 令和4年4月30日	180,000円
新宿 一郎	理事		給与	令和4年4月1日～ 令和4年4月30日	30,000円
江戸 東子	理事		給与	令和4年6月1日～ 令和4年7月1日	150,000円
職員 A	職員	理事の子	給与	令和4年4月1日～ 令和4年4月30日	60,000円
職員 B	職員	社員	給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	30,000円
職員 5名	職員	寄附者	給与	令和4年4月1日～ 令和4年7月1日	120,000円

寄附者である職員、社員である職員が複数人いる場合は、まとめて記載することができます。

役員の場合、理事か監事と記載ください。

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	5,560,000円

当期中に給与を支出した職員（パート、アルバイト、契約職員を含む）の総数と総額を記載してください。
 ※イに記載した職員数、支給額は含みません。
 ※交通費は除いてください。

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人 河川から環境を考える〇〇会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	-------------------------	------	--------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
河川まるわかりガイド	1,000 円	会員向けには 1 割引で販売
	円	
	円	
<p>譲渡資産の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等における条件を記載してください。</p> <p>※別紙を添付する場合はその旨を記載してください。</p>		
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
法人会議室の外部向け貸し出し	10,000 円	1 時間あたりの価格
	円	
	円	
<p>貸付資産の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等における条件を記載してください。</p> <p>※別紙を添付する場合はその旨を記載してください。</p>		
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
出張講演	50,000 円	1 回 2 時間あたりの価格
	円	
	円	
<p>役務の提供の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等における条件を記載してください。</p> <p>※別紙を添付する場合はその旨を記載してください。</p>		
	円	
	円	
	円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
-----	------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合
		②	(②÷①)	④	(④÷①)
区分	①	②	③	④	⑤
① 令和4年4月1日～令和5年3月31日	8人	0人	0%	2人	25%
② 年月日～年月日	人	人	%	人	%
③ 年月日～年月日	人	人	%	人	%
④ 年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤ 年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥ 年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時	人	人	%	人	%

提出書に記載した報告対象年度を①欄に記載してください。

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	はい	いえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

ロ欄は記載不要です。

第3表（次葉）

ハ

	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
監事による監査は含みません。							
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

役員 の 状 況

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	a	b	c	d	e	f	申請時	
役員数		8人	年度末日時点の人数を記載してください。				人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人	
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	(1)(2)ともに最も多い時の人数を記載してください。				人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				a	b	c	d	e	f	申請時	
新宿 一郎	東京都新宿区××一丁目2番3号	理事		○							平成20年3月15日就任
渋谷 次郎	東京都渋谷区××一丁目2番3号	理事		○							平成20年3月15日就任
東京 太郎	東京都千代田区××一丁目2番3号	理事	特定非営利活動法人××会理事	○							平成20年3月15日就任
日野 三郎	東京都日野市××一丁目2番3号	理事	特定非営利活動法人××会職員	○							平成20年3月15日就任
多摩 花子	東京都多摩市××一丁目2番3号	理事		○							平成20年3月15日就任 令和4年5月31日退任
江戸 都子	東京都江戸川区××一丁目2番3号	理事		○							平成20年3月15日就任
千代田 史郎	東京都千代田区××一丁目2番3号	監事		○							令和4年6月1日就任
文京 六郎	東京都文京区××一丁目2番3号	監事		○							平成20年3月15日就任 令和4年5月31日退任
品川 五郎	東京都品川区××一丁目2番3号	理事		○							平成20年3月15日就任
上野 公子	東京都台東区××一丁目2番3号	監事		○							平成28年6月1日就任

就任日は再任日ではなく、継続する役員の最初の就任日を記載してください。

報告年度に1日でも在籍していた役員全員を記載してください。

帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (〇〇) 使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (〇〇) 使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	週1回	7年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	給与計算ソフト (●●) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
<div data-bbox="288 1480 671 1576" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 領収書・請求書等は記載不要です。 </div>			

認定基準等チェック表 (第4表)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

第4表(次葉)、第4表付表1、第4表付表2の提出は不要です。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

認定（特例認定）法人は上記イ～への書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させることが義務付けられています。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄												
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">第6表は記載不要です。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">a</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">b</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">c</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">d</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">e</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">f</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>		a	b	c	d	e	f	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
a	b	c	d	e	f								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄														
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">✓</div> <p style="font-size: small; margin-bottom: 5px;">法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">a</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">b</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">c</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">d</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">e</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">f</td> <td style="width: 14.2%; text-align: center;">申請時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>		a	b	c	d	e	f	申請時	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
a	b	c	d	e	f	申請時									
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無									

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">第8表は記載不要です。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">事業年度</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日			

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合			
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの			
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者			
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力団			
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	役員報酬規程等提出書には、滞納処分を受けたことのない証明の添付は不要です。
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	

2 該当があった場合に提出する書類

認定（特例認定）特定非営利活動法人は、以下に該当する事項が発生した場合には、所轄庁である東京都に定められた書類を提出しなければなりません。

なお、東京都以外の道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人は、事務所を設置している区域の知事にも提出が必要な場合があります。東京都以外への提出に当たっての**提出書の様式及び提出書類の部数は、提出先の定めに従ってください。**

	提出する場合	所轄庁（東京都）の知事に提出する書類及び部数	その他の事務所が所在する道府県の知事に提出する書類及び部数	参考
①	所轄庁である東京都から認定の通知を受けた場合（法第49条第4項） <u>※2以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。</u>	—	①法規第27条第2項で規定する様式第1号 ②直近の事業報告書等 ③役員名簿 ④定款等 ⑤所轄庁（東京都）に提出した申請書に添付した書類の写し ⑥認定に関する書類の写し	227 頁
②	所轄庁である東京都から特例認定の通知を受けた場合（法第49条第4項、第62条） <u>※2以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。</u>	—	①法規第33条で規定する様式第4号 ②直近の事業報告書等 ③役員名簿 ④定款等 ⑤所轄庁（東京都）に提出した申請書に添付した書類の写し ⑥特例認定に関する書類の写し	233 頁
③	所轄庁である東京都から認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法第49条第4項、第51条第5項） <u>※2以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。</u>	—	①法規第28条に規定する様式第2号 ②所轄庁（東京都）に提出した認定の更新を受けるための申請書に添付した書類の写し ③認定の有効期間の更新に関する書類の写し	229 頁
④	認定（特例認定）法人がその事務所が所在する都道府県以外の道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合（法第53条第4項、第62条、法規第31条第2項、第33条第2項）	—	※新たに事務所を設置する道府県の知事のみ以下の書類を提出 ①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規第31条第2項及び第33条第2項に規定されている提出書 ・ 認定法人：様式第3号 ・ 特例認定法人：様式第5号	231 頁 ・ 235 頁

⑤	役員の変更等をした場合（法第52条第1項、第62条、第23条）	①役員の変更等届出書（第3号様式）（1部） ②変更後の役員名簿（1部） ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条に該当しないこと及び法第21条に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し（1部） □ 当該役員の住所又は居所を証する書面（1部） ※条例第2条第2項において規定する「住民票の写し」等を提出してください。	①役員の変更等届出書 ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条に該当しないこと及び法第21条に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し □ 当該役員の住所又は居所を証する書面	ガイドブック 本編 81頁
⑥	認定法人（特例認定）の代表者の氏名に変更があった場合（法第53条第1項、第62条）	①認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（第19号様式）（1部）	-	135 頁
⑦	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法第52条第1項、第62条、第25条第6項）	①定款変更届出書（第5号様式）（1部） ②新旧対照表（1部） ③変更後の定款（1部） ④当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）	①定款変更届出書 ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	ガイドブック 本編 92頁
⑧	定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法第25条第3項・第4項） ※所轄庁の変更を伴う事項を除く	①定款変更認証申請書（第4号様式）（1部） ②新旧対照表（1部） ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） ④変更後の定款（1部） ⑤定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（1部）※ ⑥定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（1部）※ ※事業の変更を伴う場合のみ	-	ガイドブック 本編 89頁
⑨	所轄庁（東京都）から定款の変更の認証を受けた場合（法第52条第2項、第62条、第25条第3項、4項） ※2以上の都道府県に事務所を設置するものに限る。	-	①認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書 ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	138 頁 (他道府県に主たる事務所を置き、東京都にその他の事務所を置く法人用)
⑩	定款の変更に係る登記をした場合（法第52条第1項、第62条、第25条第7項）	①定款の変更の登記完了提出書（第5号様式の2）（1部） ②登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）	①定款の変更の登記完了提出書 ②登記をしたことを証する登記事項証明書	ガイドブック 本編 93頁

⑪	<p>認定（特例認定）法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法第52条第3項、第62条、法規第30条、第34条、法第26条第1項、第2項）</p>	<p>≪認定に係る部分≫ ①定款の変更の認証を受けなければならない事項（法第25条第3項）に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 ⑤役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法第2条第2項第2号）及び暴力団等に該当しないものであること（法第12条第1項第3号）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等</p> <p>≪認定に係る部分≫ ⑧認定（特例認定）申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定（特例認定）に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類</p> <p>※変更後の所轄庁の定めに従って提出してください。</p>	—	ガイドブック 本編 90頁
⑫	<p>認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行ったとき（法第54条第3項、第55条第2項、第62条）</p> <p>※事後遅滞なく提出が必要です。 ※「助成金」とは、特定非営利活動法人が事業として助成するものをいいます。</p>	<p>①認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（第21号様式）（1部） ②特定非営利活動促進法第54条第3項に定める事項を記載した書類（書式第19号）（1部）</p>	①助成の実績を記載した書類	136 頁

(注意事項)

- 1 上記の様式（法規様式を除く。）及び部数は、東京都に提出する場合の様式です。**東京都以外の関係知事に提出する場合は、提出先の定めに従って提出してください。**
- 2 定款変更、役員変更については「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」をご参照ください。

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

令和5年8月12日 東京都知事 殿	主たる事務所の所在地	〒163-XXXX 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 (03) 5388-3095 FAX (03) 5388-1331
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンカセンカラカンキョウワカンガエル〇〇カイ
	認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
	(フリガナ)	シブヤ ジロウ
	代表者の氏名	渋谷 次郎 ⑩
認定（特例認定）の有効期間	自令和2年11月1日 至令和7年10月31日	

変更後の代表者名を記載してください。

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所
令和5年8月1日	渋谷 次郎 東京都渋谷区××一丁目2番3号	新宿 一郎 東京都新宿区××一丁目2番3号

（日本産業規格A列4番）

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の記載例

令和5年5月10日 東京都知事 殿	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話（03）5388-3095 FAX（03）5388-1331	
	（フリガナ） 認定（特例認定） 特定非営利活動法人の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンカセンカラカンキョウヲカンガエル〇〇カイ 特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	
	（フリガナ） 代表者の氏名	シンジュク イチロウ 新宿 一郎 ⑩	
	認定（特例認定）年月日	令和2年11月1日	
	認定（特例認定）の有効期間	自令和2年11月1日 至令和7年10月31日	
	助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出します。		

（備考）

- この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要がありますので、その際に使用します。所轄庁以外の関係知事である東京都知事に提出する際には、「主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。
- この提出書に「特定非営利活動促進法第54条第3項に定める事項を記載した書類」を添付してください。

助成金支給実績

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
-----	------------------------

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
令和5年4月×日	特定非営利活動法人●●会	100,000円	清掃事業助成金
令和5年4月●日	特定非営利活動法人×××	200,000円	清掃事業助成金
令和5年4月■日	特定非営利活動法人△△連盟	200,000円	清掃事業助成金
令和5年4月△日	大学院生A	150,000円	河川研究助成金
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

令和5年×月×日	主たる事務所の所在地	〒○○○-×××× △△県△△市△△一丁目1番1号 電話(●●)●●●●-●●●● FAX(●●)●●●●-●●●●
	その他の事務所の所在地	〒150-○○○○ 東京都渋谷区×××三丁目3番3号 電話(03)△△△△-△△△△ FAX(03)△△△△-△△△△
東京都知事 殿	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンケンコウラ マモル××カイ
	認定(特例認定)特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人健康を守る××会
	(フリガナ)	カントウ タロウ
	代表者の氏名	関東 太郎 ⑩
	認定(特例認定)の有効期間	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
令和5年 ○月○日	役員の定数を変更 (旧) 理事3名以上5名以内 (新) 理事5名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の議事録の 謄本 ・ 変更後の定款 	<div style="margin-bottom: 10px;">■</div> <div>■</div>

この書類は東京都以外の道府県に主たる事務所を置き、東京都にその他の事務所を置く法人が使用するものです。

東京都に主たる事務所を置き、東京都以外の道府県にその他の事務所を置く法人が定款変更の認証を受けた場合の提出書を提出する際は**提出先が定める様式に従ってください。**

(備考)

- ・ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、所轄庁の定款の変更の認証を受けた場合に、所轄庁以外の関係知事である東京都知事に提出する際に使用します。その他の事務所欄には、都内における事務所の所在地を記入してください。

3 認定（特例認定）特定非営利活動法人の書類の備置き（法第54条第1項～第3項、第62条）

認定（特例認定）法人は、認定（特例認定）を受けたときや事業年度ごとに該当する書類を作成し、その事務所に備え置かなければならないこととされています。

備え置く必要のある書類一覧

書 類 名	備置き期間	
	認定法人	特例認定法人
認定（特例認定）の申請書に添付した認定（特例認定）の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定（特例認定）の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
前事業年度の寄附者名簿	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	作成の日から起算して5年 が経過した日 を含む事業年 度の末日まで の間	翌々事業年度 の末日までの 間
前事業年度の収益の明細など（法第54条第2項第3号に掲げるもの）		
第2章「4 認定特定非営利活動法人として認定を受けるための基準・記載例」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（特例認定の場合も同様。）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

（注意事項）

- 上記のほか、特定非営利活動法人として備え置かなければならない書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）につきましては、「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」52頁をご参照ください。

4 認定（特例認定）特定非営利活動法人での書類の閲覧（法第52条第4項、第54条第4項、第62条）

認定（特例認定）法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

書 類 名		法人での閲覧	
事業報告書等（注1）	事業報告書	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
	財産目録		
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）		
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿（注1）	○	（注2）	
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）			
認定（特例認定）の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	（注3） 効期間中有	
認定（特例認定）の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○		
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで（注4）	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		○
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類		○
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引		
	ロ 役員等との取引		
	寄附者（当該認定（特例認定）法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定法人又は仮認定法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類		○
	イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○		
第2章「4 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための基準・記載例」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（特例認定の場合も同様。）	○		
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	（注5）	
寄附者名簿		×	
認定（特例認定）申請書		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×	

（注1）個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

（注2）最新のものが閲覧等の対象となります。

（注3）特例認定法人の場合は特例認定の有効期間中

（注4）特例認定法人の場合は翌々事業年度の末日まで

（注5）特例認定法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで